一般社団法人エレクトロニクス実装学会
表　彰　規　程

平成 24 年 4 月 1 日　　制定
平成 25 年 12 月 10 日　　改訂
平成 29 年 3 月 7 日　　改訂
平成 30 年 12 月 18 日改訂
平成 31 年 3 月 12 日改訂
令和６年７月２５日改定

（目的）

第１条　この規程は社団法人エレクトロニクス実装学会（以下 「本学会」 という） 定款第 3 条、第 4 条に基づく本学会の目的及び事業に関して本学会が行う表彰について定める。

（表彰の種別）

第２条　本学会が行う表彰については、一般表彰及び特別表彰に分ける。一般表彰は毎年度定期的に行い、 特別表彰については不定期で臨時に行うものをいう。

２．　一般表彰の種類は、学会賞、功績賞、功労賞、論文賞、技術賞、マイスター賞、講演大会優秀賞、ベストペーパー賞、Outstanding Technical Paper Award、研究奨励賞、ポスターアワード及び JIEP Poster Award とする。

（学会賞）

第３条 学会賞は本学会の正会員であって、エレクトロニクス実装に関する学術・技術的な進歩発展に顕著な貢献をした者を表彰する。

２．　学会賞は、原則 1 名以内を選定するものとする。

３．　学会賞には、賞牌を授与する。

（功績賞）

第４条　功績賞は本学会の正会員であって、本学会の発展および運営に対して特に顕著な貢献をした者を表 彰する。

２．　功績賞は、原則 1 名以内を選定するものとする。

３．　功績賞には、賞牌を授与する。

（功労賞）

第５条　功労賞は本学会の事業委員会などで献身的な活動により当学会の発展に貢献した者を表彰する。

２．　功労賞の対象者は、事業委員会・支部・技術委員会等からの推薦を受けた時点および受賞時に正会 員であることを条件とする。

３．　功労賞は、原則として２名以内を選定する。

４．　功労賞には、賞牌を授与する。

（論文賞）

第６条 論文賞は原則として表彰の時期の前年の最終号までの、1 年間における本学会会誌および英文論文誌に発表された優秀な研究論文および総合論文を表彰するものである。

２．　論文賞は、毎年 2 論文以内を選定するものとする。なお、複数の著者の場合は著者全員を表彰する。

３．　論文賞には、賞牌を授与する。副賞として 1 件につき 5 万円を添える。

（技術賞）

第７条　技術賞は、エレクトロニクス実装技術の発展に顕著に寄与した技術を表彰する。

２．　技術賞は、原則として　　毎年２件以内とし、最大４件を超えないものとする。

３．　技術賞の受賞者は、1 件につき原則 10 名以内とし、表彰時に本学会の正会員又は学生会員であるものとする。

４．　技術賞には、賞牌を授与する。副賞として 1 件につき 5 万円を添える。

（マイスター賞）

第８条　マイスター賞は熟練した技量または卓越した技術によりエレクトロニクス実装技術の発展に貢献 した者を表彰する。
２．　マイスター賞の対象者は賛助会員の事業所に永年勤続し、授賞の前年 12 月末日において満 50 歳以上で、長年にわたって実務に従事した者を対象とする。
３．　マイスター賞は、原則として２件以内を選定する
４．　マイスター賞には、賞牌を授与する。副賞として記念品を添えることができる。

（講演大会優秀賞、ベストペーパー賞及び Outstanding Technical Paper Award）
第９条 講演大会優秀賞、ベストペーパー賞及び Outstanding Technical Paper Award は、本学会が主催する講演大会、ＭＥＳ及びＩＣＥＰにおいて、各々エレクトロニクス実装の学術・技術的に優れた講演発表および発表論文を表彰する。授賞対象者は，発表者および連名者全員である。
２．　講演大会優秀賞（講演大会)、ベストペーパー賞（MES）及び Outstanding Technical Paper Award（ＩＣＥＰ）は、毎年各々5 件以内を表彰する。
３．　講演大会優秀賞、ベストペーパー賞及び Outstanding Technical Paper Award は、賞状または賞牌とし、副賞として 1 件につき 1 万円を添える。
４．　講演大会優秀賞、ベストペーパー賞の授賞対象となる講演発表および発表論文の発表者は第一著者 と発表した者であって、表彰時に本学会の正会員又は学生会員であることとする。

（研究奨励賞）
第１０条　研究奨励賞は、講演大会及びＭＥＳに発表された講演・論文及びポスターのうち、講演大会優秀賞、ベストペーパー賞及びポスターアワード以外の優秀な発表がなされた発表者（発表時の年齢が 35 歳未満の筆頭者）を表彰する。授賞対象者は，発表者個人である。
２．　研究奨励賞は、毎年各々５件以内を選定し、表彰する。
３．　研究奨励賞は賞状または賞牌とし、副賞として 1 件につき 1 万円を添える。
４．　研究奨励賞授賞対象者は、表彰時に本学会の正会員、学生会員であり、かつ過去に同賞を受賞した ことの無い者とする。但し、研究奨励賞（高専の部）については会員資格を問わない

（ポスターアワード及び JIEP Poster Award）
第１１条 ポスターアワード及び JIEP Poster Award は、講演大会、ＭＥＳおよび ICEP の各ポスターセッションにおけるポスター発表のうち、優秀なポスターを表彰する。授賞対象者は，発表者および連名者全員である。
２．　ポスターアワード及び JIEP Poster Award の選考数は、原則としてポスター発表数の 1 割程度の件数とし、毎年各 3 件までとする。
３．　ポスターアワード及び JIEP Poster Award は賞状または賞牌とし、副賞として 1 件につき 1 万円を添える。
４．　ポスターアワードの授賞対象となるポスター発表の発表者は筆頭者であって、表彰時に本学会の正 会員又は学生会員であることとする。但し、連名者についてはこの限りでない。

（特別表彰）
第１２条 特別表彰は不定期に行われるもので、前 3 条から 10 条の表彰以外でエレクトロニクス実装の技術及び学術ならびに本学会の進歩、発展、維持に顕著な貢献があった、あるいは、社会的に顕著な功績があった学会員（死亡退会した会員を含む。但し、原則、当該年度の死亡退会に限る）又は学会員が所属する組織を対象とする。
２．　特別表彰には、 特別な年次での記念表彰（例えば創立○○周年記念等）を含む。
３．　特別表彰は賞状又は、賞牌する。副賞として記念品を添えることができる。件数は特に定めない。

（募集・選考・決定）
第１３条　表彰候補の募集・選考・決定は以下に定めるところによる。
(1) 学会賞については、会告による公募あるいは本学会理事より候補者の推薦を受けて、表彰選考委員会で調査・選考を行い、この推薦書類を基に理事会で決定する。
(2) 功績賞については、本学会理事より候補者の推薦を受けて表彰選考委員会で調査･選考を行い、この推薦書類を基に理事会で決定する。

(3) 功労賞については、本学会の事業委員会・支部・技術委員会等からの推薦を受けて表彰選考委員会で調査・選考を行い、この推薦書類を基に理事会で決定する。
(4) 論文賞については、候補論文を対象に編集委員会が調査・選考を行い、推薦書類を付して表彰選考委員会に候補論文を推奨する。これを基に、表彰選考委員会で調査・選考を行い、この推薦書類を基に理事会で決定する。
(5) 技術賞については、会告による公募あるいは技術委員会からの推薦を受けて技術運営委員会が審査を行い、推薦書類を付して表彰選考委員会に候補を推奨する。これを基に、表彰選考委員会で調査・選考を行い、この推薦書類を基に理事会で決定する。
(6) マイスター賞については、会告による公募あるいは技術委員会等から推薦された候補者を対象に表彰選考委員会で調査・選考を行い、この推薦書類を基に理事会で決定する。
(7) 講演大会優秀賞、ベストペーパー賞、Outstanding Technical Paper Award、研究奨励賞、ポスターアワード及び JIEP Poster Award については、講演大会又はＭＥＳ、ＩＣＥＰの組織委員会が授賞対象を選定し、推薦書類を付して表彰選考委員会に候補者を推奨する。表彰選考委員会は委員会もしくは電子メール審議により決定する。理事会へはこの結果を速やかに報告する。なお、各大会開催の後、原則として 5 ヶ月以内に授賞した旨を書類にて授賞者に通知する。
(8)特別表彰については、理事会での表彰対象の功績の提案を受け、表彰選考委員会で授賞候補者を調査・選考を行い、この推薦書類を基に理事会で受賞者を決定する。

（表彰選考委員会）
第１４条　表彰選考委員会は、会長と表彰事業担当常任理事をはじめとする全常任理事の他に表彰事業副担 当理事、編集委員会から選任された編集副委員長 1 名、および技術運営委員会から選任された技術運営委員会副委員長 1 名で構成する。
２．　講演大会、ＭＥＳおよびＩＣＥＰ組織委員は、当該イベントの表彰者を選出する表彰選考 委員会に陪席できることとする。
３．　表彰選考委員会は、前第 1 項の構成委員の過半数の参加をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決定できる。
４．　表彰選考委員会の審議をメール会議で行う場合は、前第 1 項の構成委員の過半数の賛成回答をもって決定できる。

（受賞時期）
第１５条　学会賞、功績賞、功労賞、論文賞、技術賞およびマイスター賞の授賞は、定時総会にて行う。
２．　講演大会優秀賞、ベストペーパー賞、Outstanding Technical Paper Award、研究奨励賞、ポスターアワード及び JIEP Poster Award の授賞は、講演大会、ＭＥＳ、ＩＣＥＰ各組織委員会が決めた時期に授賞を行う。
３．　特別表彰は、理事会が決めた時期に授賞を行う

（改廃）
第１６条　この規程の改廃は、理事会での決議を経て行う。

附則
１．この規程は、移行認可をうけ、移行の登記の日から施行する。
２．この規程は平成 27 年 7 月 1 日から改訂施行する。
３．この規程は平成 28 年 12 月 7 日から改訂施行する。
４．この規程は平成 30 年 12 月 18 日から改訂施行する。
５．この規程は平成 31 年 3 月 12 日から改訂施行する。
６．この規定は令和6年7月25日から改訂施行する。